

別表1（第2条関係）

判定基準

対象とする重症心身障害児等は、知的障害及び重度の肢体不自由が重複し、かつ、次のスコア表の各項目に規定する状態が6か月以上継続する者とする。

	項 目	スコア
1	レスピレーター管理（※1）	10点
2	気管内挿管、気管切開	8点
3	鼻咽頭エアウェイ	5点
4	O ₂ 吸入又はSpO ₂ 90%以下の状態が10%以上	5点
5	1回/時間以上頻回の吸引	8点
	6回/日以上頻回の吸引	3点
6	ネブライザー 6回/日以上又は継続利用	3点
7	I V H	10点
8	経口摂取（全介助）（※2）	3点
	経管（経鼻・胃ろう含む）（※2）	5点
9	腸ろう・腸管栄養（※2）	8点
	持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	3点
10	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回/日以上	3点
11	継続する透析（腹膜灌流を含む）	10点
12	定期導尿（3回/日以上）（※3）	5点
13	人工肛門	5点
14	体位変換 6回/日以上	3点

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等は、レスピレーター管理に含む。

※2 8、9は経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。

※3 人工膀胱を含む。

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費等

1 短期入所事業

補助対象経費	補助基準額
医療型短期入所を実施する次の対象施設が重症心身障害児等を受け入れた際に、別表 1 に該当する項目のスコアを合計して 25 点以上の場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の短期入所報酬に加算した額 (対象施設) 県内医療機関 県内医療型障害児入所施設	対象者 1 人当たり 20 千円/日
医療型短期入所を実施する次の対象施設が重症心身障害児等を受け入れた際に、別表 1 に該当する項目のスコアを合計して 25 点未満の場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の短期入所報酬に加算した額 (対象施設) 県内医療機関 県内医療型障害児入所施設	対象者 1 人当たり 10 千円/日

2 日中一時支援事業

補助対象経費	補助基準額
看護師等の専門スタッフを配置した日中一時支援事業所が、重症心身障害児等を受け入れた際に、熊谷市障害者等日中一時支援事業の給付費に加算した額 (対象施設) 熊谷市に登録し、かつ看護師等の専門スタッフを配置した県内事業所	対象者 1 人当たり 20 千円/日